

中野区職員措置請求書

1、請求の趣旨

① 中野区長

② いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

中野区まちづくり課は、中野駅周辺まちづくり調査委託について、(財)東京都新都市建設公社(以下「公社」という)に随意契約で委託するよう、平成15年6月2日付指定理由書を財務課に提出し採用された。そして中野駅周辺まちづくり調査委託の契約を、同年6月13日、契約金額14,700,000円で公社と締結した。

公社は企画提案能力で審査するプロポーザル方式で、同年7月28日に4,987,500円で、(株)日建設計(以下「日建設計」という)に再委託した。平成16年度財務監査結果報告では、再委託の際の仕様書は一部を除き全く区と同じ仕様書であり、中野区が委託した委託内容の主要な部分を再委託していると報告されている。

③ その行為はどのような理由で違法または不当であるか

地方自治法では、区の契約は競争入札が原則となっている。平成14年度事務監査報告では、中野区の契約方法について、競争による入札が可能にもかかわらず業者指定の随意契約をしていることの問題点が指摘されている。そういう指摘があったにもかかわらず、まちづくり課は他の業者との比較をせず、意図的に当初から公社を委託先として競争によらない随意契約手続きを行っていた。

また、区の予定価格14,994,000円に対し、公社の見積額は14,700,000円で、予定価格の98%となっており、予定価格が事前に漏れていたのではないかという疑いがある。

さらに、中野駅周辺まちづくり調査委託契約第3条で一括再委託の禁止を定めているにもかかわらず、公社は1ヵ月半という短期間にプロポーザル方式で再委託業者を選定し、およそ3分の1の金額で主要な部分を再委託している。ちなみに、公社から再委託する時の予定価格は5,250,000円で、日建設計の再委託金額4,987,500円は予定価格の95%になっている。公社が、このような短期間で、しかも予定価格の95%で再委託業者を選定できたのは、当初から「公社が中野区と随意契約を結び、それをさらに日建設計に再委託する」ということが決まっていたのではないかと疑われる。

そして、同第3条で再委託について「あらかじめ区の承諾を得た時はこの限りでない」と規定されているにもかかわらず、区は再委託の事実を知りながらその内容を確認も協議もしていない。

私は、2005年5月25日に総務部財務分野契約担当、都市整備部中野駅周辺整備分野警察大学校等跡地整備担当に情報公開請求をし、同年6月3日情報公開が決定され、この事実を知った。

④ その結果どのような損害が中野区に生じているか

まちづくりは各自治体で主要な課題であり、公社以外に委託できる業者がないとは到底考えられない。現に公社は中野区の主要な委託内容を日建設計に再委託している。地方自治法に規定されているとおり競争入札をしたら、再委託金額4,987,500円で最初から日建設計に委託できた。

よって、その差額9,712,500円の損害が中野区に生じている。

⑤ どのような措置を請求するのか。

中野区の最高責任者として、中野区に与えた損害 9,712,500円を区に返還することを請求する。

(文中の金額は、すべて消費税込みの金額です。)

2、監査委員に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

中野駅周辺まちづくり調査委託契約の不適切さについては、平成 16 年財務監査結果報告で指摘され、それに対し、平成 17 年 2 月 7 日の区議会総務委員会で、総務部財務担当が「平成 16 年度財務監査結果報告に係る調査結果について」という資料を提出し、概ね適正に処理されたと説明している。

中野区は大変厳しい財政状況が続いている。業務執行についても最小の経費で最大の効果をあげるよう努力する必要がある。当然、契約についても競争入札を原則とするべきである。

平成 17 年 3 月 28 日「中野区個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」が成立した。同年 3 月 15 日の区議会総務委員会で、個別外部監査を導入するねらいとして「行政の透明性の向上」「説明責任の徹底」「効率的で公平な住民サービスの提供」をあげている。この監査請求はまさにこのねらいと合致している。

そこで、税金を納めている区民として、せっかくできた新しい制度を活用し、あらためて、外部監査でこの契約は適切であったかどうかを監査していただきたい。

事実証明書類

- 1、指定理由書(業者) 件名 中野駅周辺まちづくり調査委託 平成 15 年 6 月 2 日
- 2、契約の締結について (件名)中野駅周辺まちづくり調査委託 2003 年 6 月 6 日起案
- 3、予定価格調書 件名 中野駅周辺まちづくり調査委託 2003 年 6 月 10 日
- 4、見積書 件名 中野駅周辺まちづくり調査委託 2003 年 6 月 13 日
- 5、契約の締結について (件名)中野駅周辺まちづくり調査委託 2003 年 6 月 13 日起案
- 6、平成 14 年度事務監査結果報告 (一部)
- 7、平成 16 年度財務監査結果報告
- 8、平成 16 年度財務監査結果報告に係る調査結果について

3、請求者

住 所 中野区

職 業 会社員

氏 名 G

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

なお、この請求書について中野区区政情報の公開に関する条例(昭和 61 年中野区条例第 9 号)に基づく情報公開請求があったときは、私の個人情報(住所、氏名、職業)を公開することに同意します。

2005 年 9 月 1 日

中野区監査委員 御中